

研修会へのお申し込みは、ホームページからのご利用にご協力ください。

研修会・講演会名	<民事法務部> 研修会申込番号：(民18-10) 民法（相続法）改正についての研修会〈全2回〉 第2回 民法（相続関係）改正Ⅱ (遺言制度に関する見直し、遺留分制度に関する見直し等)
内 容	3ページをご参照ください。
日 時	第2回 平成31年2月25日（月）15：00～17：00 (受付14：30)
会 場	本会大会議室（横浜市中区山下町2番地）
講 師	篠森 大輔 氏（神奈川大学 法学部 教授）
費 用	無料
申込期限	平成31年2月18日（月）
対 象 者	神奈川県行政書士会会員
定 員	80名
備 考	ファックス又はホームページよりお申込みください。 全2回の開催予定ですが、今回はそのうち 第2回について 参加者を募集いたします。 全回参加を条件としておりませんので、今回のみの参加も可能です。 また、受講に際しては以下の3点を予めご了承ください。 ①研修会当日は六法（平成31年版）を必ずご持参ください。小型のもの（「デイリー六法平成31年版」、「ポケット六法平成31年版」等）で構いません。 ②研修内容が一部変更となる場合もございます。 ③本研修は平成31年3月1日（金）～3月14日（木）までの期限付きでVODサイトへ掲載いたします。

申 込 書

定員に達したため、募集を締め切りました。

神奈川県行政書士会 FAX 045-664-5027
e-mail gyosei@kana-gyosei.or.jp

民法（相続法）改正についての研修会

第2回 民法（相続関係）改正Ⅱ

（遺言制度に関する見直し、遺留分制度に関する見直し等）

～講義内容～

2018年7月6日に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号、以下改正相続法）、及び、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号、以下遺言書保管法）が成立し、同年7月13日に公布されました。今回の改正は、一部の規定を除き、公布の日から1年を超えない範囲内で施行されます。

民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされておりましたが、その間にも、主に高齢化の進展等の社会経済情勢の変化とともに、残された配偶者の保護の必要性が高まっておりました。

今回の40年ぶりの相続法改正は、配偶者の居住の権利を保護するための方策のほか、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目を盛り込んでおります。

また、同時に成立された遺言書保管法は、同じく高齢化の進展等に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けるものです。

今回の研修では、この改正相続法及び遺言書保管法、改正の概要や趣旨、従来の実務上の取り扱いとの相違点等について、実務家として知っておきたい事項・留意点について解説します。

講義の詳細な内容（講義の進行状況により、内容を変更することがあります）

第2回

民法（相続関係）改正Ⅱ（遺言制度に関する見直し、遺留分制度に関する見直し等）

1. 遺言制度に関する改正事項

- (1) 自筆証書遺言の方式緩和（改正968条2項）
- (2) 自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言書保管法の制定）
- (3) 遺贈の担保責任等（改正998条）
- (4) 遺言執行者の権限の明確化等

2. 遺留分制度に関する改正事項（改正1042-1048条）

- (1) 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し
- (2) 遺留分の算定方法の見直し（相続人に対する贈与について）
- (3) 遺留分の算定方法の見直し（遺留分侵害額の算定方法について）
- (4) 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し（改正1047条3項）

3. 施行期日

以上